

助成・補助・融資制度
ガイドブック
2026

目 次

参考資料「東ト協の主な助成・融資一覧（令和8年度）」	1
----------------------------	---

1 トラック協会の近代化基金融資制度

(1) 地方近代化基金融資	5
(資料) 第46回地方近代化基金融資について	6
(2) 中央近代化基金融資（全ト協）	7
※ 近代化基金融資に関するQ&A	9

2 信用保証協会の信用保証制度

(1) 信用保証制度ご利用の流れ	11
(2) 経営安定関連保証（セーフティネット保証）	11
(3) 東京都トラック協会の信用保証料の助成	12
※ 信用保証料助成に関するQ&A	13

3 経営改善対策に係る助成

(1) 自家用燃料供給施設整備支援助成（全ト協）	14
(2) 経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業助成（全ト協）	15
(3) インターシップ導入促進支援助成（全ト協）	16

4 環境対策に係る補助制度

(1) 環境性能優良トラック導入補助	17
(2) 省エネ対策用機器等導入補助	19
(3) 「グリーン・エコプロジェクト」参加事業者への各種補助	21

5 交通安全対策に係る助成

(1) 安全装置等導入促進助成	22
(2) 自動点呼機器・DX導入促進助成	24
(3) ドライバー等安全教育促進助成（全ト協）	25
(4) 運転者適性診断受診助成	27
(5) 運転記録証明書交付料助成	29
(6) 運行管理者一般講習受講料助成	30

6 人材確保促進・育成

(1) 女性ドライバー免許取得助成	31
(2) 男性ドライバー免許取得助成	32
(3) 若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業（全ト協）	33

- (4) 業界別人材確保ストラテジー促進事業（運転免許取得支援）・・・・・・・・・・ 34
- (5) 「働きやすい職場認証制度」取得費用助成（東ト協）・・・・・・・・・・ 35
- (6) 中小企業大学校講座受講促進助成・・・・・・・・・・ 36

7 健康労働促進

- (1) 健康診断受診助成・・・・・・・・・・ 37
- (2) 睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成・・・・・・・・・・ 38
- (3) 脳MRI健診助成・・・・・・・・・・ 39
- (4) 血圧計導入促進助成（全ト協）・・・・・・・・・・ 40

東ト協の主な助成・融資一覧(令和8年度)

内容	助成内容	備考
地方近代化基金融資		
ポスト新長期等融資	1. 0%(上半期)	ポスト新長期等規制適合車両購入資金
一般融資	1. 0%(上半期)	施設整備資金等
中央近代化基金融資		
補完融資	1. 0%(上半期)	大規模プロジェクト(物流施設整備)資金等
燃料対策特別融資(上期)	1. 0%	ポスト新長期等規制適合車両購入 自家用燃料供給施設整備資金等
信用保証料の助成	支払った保証料の2分の1の額の額(助成申請額の上限は限度額)	セーフティネット保証の上限 200,000 円 激甚災害関連保証の上限 400,000 円

問合せ先:財務部交付金会計G
03-3359-4136

経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業助成		
経営診断(ステップ1)	80,000 円 診断士の旅費交通費(上限 50,000 円)	※Gマーク取得事業者は 100,000 円
経営改善相談(ステップ2)	120,000 円 診断士の旅費交通費(上限 50,000 円)	※Gマーク取得事業者は 130,000 円
運賃交渉支援(ステップ3)	1 日あたり 80,000 円 最大 4 日・320,000 円 診断士の旅費交通費(上限 50,000 円)	※Gマーク取得事業者は 1 日あたり 90,000 円、 最大 4 日・360,000 円
インターンシップ導入促進支援助成		
受入れ期間 3日間	90,000 円	1 事業者 1 回のみ 受入れ期間は同一学生に対する 受入れ期間とする 助成額は受入れ人数にかかわらず 左記のとおり
受入れ期間 4日間	110,000 円	
受入れ期間 5日間以上	130,000 円	
自家用燃料供給施設整備支援助成	新 設 : 100 万円 増 設 : 30 万円	1 事業者 1 回のみ(平成 20 年度以降)

問合せ先:総務部広報・情報G
03-3359-4134

「グリーン・エコプロジェクト(GEP)」 参加費用補助	全額補助 1台あたり 15,000 円 〔概算〕	原則全車両補助
「グリーン・エコプロジェクト(GEP)」インセンティブ補助		
グリーン経営認証取得促進補助	30,000 円	GEP参加事業者のみ 新規・更新認証登録時
環境性能優良車(ディーゼルトラック) 導入促進補助	小型 1 台あたり 30,000 円	GEP参加事業者のみ 買取りまたはリース 1 事業者 5 台若しくは 30 万円まで
	中型 1 台あたり 60,000 円	
	大型 1 台あたり 100,000 円	

問合せ先:業務部交通・環境G「グリーン・エコプロジェクト事務局」
03-3359-6670

内容	助成内容	備考
環境性能優良トラック導入補助		
天然ガス車両	小型1台あたり 122,000円	買取りまたはリース
	中型1台あたり 459,000円	
	大型1台あたり 1,000,000円	
ハイブリッド車両	小型1台あたり 97,000円	買取りまたはリース
	中型1台あたり 335,000円	
	大型1台あたり 600,000円	
電気車両	小型1台あたり 600,000円	買取りまたはリース 中小企業者のみ、1事業者20台まで
燃料電池車両	小型1台あたり 300,000円	買取りまたはリース 中小企業者のみ
省エネ対策用機器等導入補助		
エコドライブ管理システム(EMS)機器	1台あたり10,000円	買取りまたはリース EMSとDRを合わせて 1事業者15台まで
ドライブレコーダー(DR)機器 (標準型・運行管理連携型)	1台あたり10,000円	
アイドリングストップ支援機器 (エアヒーター・車載バッテリー式 冷房装置)	購入金額の2分の1 (上限60,000円)	買取りまたはリース 1事業者5台まで
環境タイヤ(リトレッドタイヤ)	購入金額の2分の1 (上限50,000円)	買取りまたはサブスクリプションサービス 1事業者1申請のみ

問合せ先: 業務部交通・環境G「環境対策窓口」
03-3359-3617

安全装置等導入促進助成		
後方視野確認支援装置(バックアイカメラ)	取得価格の2分の1 (上限20,000円)	1事業者30台まで ※支部登録車両数が30台以下の場合は、支部登録車両数まで ※アルコールインターロック装置の東ト協独自助成は支部登録車両数(上限5台)まで ※アルコール検知器の助成はGマーク認定事業者が対象
側方衝突監視警報装置	取得価格の2分の1 (上限100,000円)	
呼気吹込み式アルコールインターロック装置	取得価格の2分の1 (上限20,000円) 東ト協独自80,000円	
IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器	取得価格の2分の1 (上限20,000円)	
「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルクレンチ	取得価格の2分の1 (上限30,000円)	
自動点呼機器・DX導入促進助成	1台あたり100,000円 東ト協独自100,000円	1事業者1台まで(Gマーク取得事業者は2台まで) 中小企業に限る
運転者適性診断受診助成	1名あたり2,000円	初任診断・適齢診断
運転記録証明書交付料助成	1名あたり800円	1事業者30名まで 但し、支部登録車両数まで
運行管理者一般講習受講料助成	1名あたり3,200円	1事業者10名まで 但し、支部届出車両数まで

内容	助成内容	備考
ドライバー等安全教育促進助成		
一般研修	1名あたり 10,000 円	特定・指定研修施設での研修を受講 1事業者10名まで
特別研修	受講料の7割 ※Gマーク認定事業 所は全額補助	

問合せ先:業務部交通・環境G「交通」
03-3359-3618

若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成		
特例教習	受講費用の3分の1 (上限 100,000 円)	1事業者 30 万円まで
外免切替講習	受講費用の2分の1 (上限 40,000 円)	
準中型(新規取得)	1名あたり 40,000 円	
準中型(5トン限定解除)	1名あたり 25,000 円	

女性ドライバー免許取得助成		
大型(新規)	取得の3分の2 (上限 267,000 円)	1事業者人数制限は定めない 都内事業所所属の中小企業に限る
中型(新規・限定解除)	取得の3分の2 (上限 180,000 円)	
準中型(新規・限定解除)	取得の3分の2 (上限 267,000 円)	

男性ドライバー免許取得助成		
大型・中型・準中型(新規取得)	上限 50,000 円	1事業者5名まで 都内事業所所属の中小企業に限る
中型・準中型(限定解除)	上限 30,000 円	

業界別人材確保ストラテジー促進事業 (運転免許取得支援助成)	教習費用の2分の1	都内事業所所属の中小企業に限る ※本件につきましては現在未確定のため、内容が決定次第、東ト協ホームページ等にてご案内いたします
-----------------------------------	-----------	--

運転免許取得割引紹介	教習所により異なる (10%割引 又は1万円引)	東ト協との特約教習所 (都内2箇所)を紹介
------------	-----------------------------	--------------------------

健康診断受診助成	1名あたり 3,000 円	1事業者30名まで 但し、支部登録車両数まで
----------	---------------	---------------------------

睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング 検査助成	1名あたり 5,000 円	1事業者30名まで 再検査受診料: 1名あたり 500 円
-------------------------------	---------------	-------------------------------------

血圧計導入促進助成	取得価格の2分の1 (上限 50,000 円)	中小企業に限る
-----------	----------------------------	---------

脳MRI健診助成	1名あたり 10,000 円	1事業者人数制限は定めない (40歳以上)
----------	----------------	--------------------------

「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成		
一つ星新規	上限 50,000 円	都内複数の事業所を申請する場合 2事業所目から、1事業所あたり 5,000 円(上限 100,000 円)
一つ星継続	上限 40,000 円	

問合せ先:業務部交通・環境G「業務」
03-3359-6257

内容	助成内容	備考
中小企業大学校講座受講促進助成	対象の講座受講料の 3分の2	法定中小企業に限る

問合せ先：業務部教育研修・輸送G
03-3359-4137

各助成・融資の申請等様式や実施要項等は当協会ホームページに掲載しています。

◆ ホームページアドレス

https://www.totokyo.or.jp/management_index/josei_yuusiassenn

◆ こちらのQRコードから助成・補助・融資斡旋等の掲載ページをご覧になれます。



1 トラック協会の近代化基金融資制度

(1) 地方近代化基金融資 ((一社)東京都トラック協会)

1) 交付要綱等

「第46回地方近代化基金融資公募要綱」

この制度は、トラック運送事業の近代化・合理化を図るため、東京都運輸事業振興助成交付金による近代化基金をもって融資推薦と利子補給を実施し、長期低利の融資を推進するものです。

2) 融資対象事業

ア ポスト新長期等融資

ポスト新長期規制適合車及び平成28年排出ガス規制適合車の購入資金

イ 一般融資

荷役機械・「ア」以外の車両(フォークリフト含む)等の購入資金、物流施設(車庫・倉庫・配送センター等)及び福利厚生施設の整備資金、事務機器(コンピュータ・複写機等:1品20万円以上)及び省エネ関連機器(EMS・ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ等)の購入資金

3) 融資枠 総額 35億円 (ポスト新長期等融資及び一般融資の合算)

4) 公募期間 令和8年5月1日から令和9年1月31日まで(申込書類持参:1月29日まで受付)

5) 申込先 (一社)東京都トラック協会財務部交付金会計グループ

6) 融資対象者

(一社)東京都トラック協会の会員(東京都以外に本社を有する事業者の方は、本社の存する道府県トラック協会へ申し込んでください。)

7) 融資限度額等

・融資限度額(個別企業)

ポスト新長期等融資 6,000万円(年度毎を単位とする)

一般融資 6,000万円(申込時の融資残高) 申込は10万円を単位とします。

・貸付金利 取扱金融機関の所定利率によります。(長期プライムレート適用)

・償還期間 車両:5年以内(据置期間含む。)、その他:最高10年(据置期間含む。)

・償還方法 元金均等償還

8) 取扱金融機関

(株)商工組合中央金庫の本・支店及び同社の代理店となっている信用組合の本・支店

9) 利子補給率

令和8年度上半期(令和8年6月から9月まで)に融資推薦の決定を受けた融資について、原則として、所定の償還期間中、次の率による利子補給を受けることができます。

※令和8年度下半期(令和8年10月から令和9年2月まで)の融資推薦に係る率については、決定しだい、協会ホームページ等でお知らせします。

① ポスト新長期等融資 1.0%

② 一般融資 1.0%

10) 購入報告・設備完成報告 車両等購入後又は設備完成後、速やかに所定様式で報告

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 財務部交付金会計グループ

☎03-3359-4136

第46回 地方近代化基金融資 申込公募のご案内

東京都から交付される運輸事業振興助成交付金をもって地方近代化基金を創設し、利子補給を行うことによって低利の融資利用を推進して、トラック運送事業の近代化・合理化を図るものです。融資の対象には、ポスト新長期規制適合車等と一般融資の二つがあります。融資制度の詳細や申込書等書類の様式は、協会HPをご覧ください。

融資対象者	(一社) 東京都トラック協会の会員 (登録車両数が5台未満でも申込可能)	
公募期間	令和8年5月1日～令和9年1月31日 (財務部交付金会計グループへの郵送又は持参により受け付けます。公募枠を超えた場合は、公募を打ち切ることがあります。)	
融資名称	ポスト新長期等融資	一般融資
融資対象	ポスト新長期等規制適合車購入資金 ・ポスト新長期規制適合車 ・平成28年排出ガス規制適合車	設備資金等 ・荷役機械、車両等の購入及び車両の改造 (※) ・車庫、配送センター等の物流施設の整備 ・福利厚生施設の整備 ・EMS、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ等の省エネ関連機器の購入 ・事務機器の購入(コンピュータ・複写機等で1品20万円以上のもの) ※ポスト新長期等規制適合車両の購入は、ポスト新長期等融資で対応
融資限度額	申込は 10万円を単位 とします。車両に係る消費税は融資の対象となりますが、自動車税環境性能割、自動車重量税、自賠責保険料、手続代行費用、法定費用等の 諸費用は融資の対象となりません。	
	1企業 6,000万円 (年度ごと)	1企業 6,000万円 (申込時の融資残高が6,000万円以内であれば、6,000万円に達するまで融資申込が可能)
	共同体は1億円、組合は転貸先の企業ごとに6,000万円となります	
償還期間	5年以内 (据置期間含む)	車両は5年以内 (据置期間含む) その他は最長10年 (据置期間含む)
貸付利率	(株)商工組合中央金庫 (商工中金) が定める所定利率	
利子補給	令和8年度上半期 (令和8年6月から9月まで) に融資推薦の決定を受けた融資について、原則として、所定の償還期間中、次の率による利子補給を受けることができます。 ※令和8年度下半期 (令和8年10月から令和9年2月まで) の融資推薦に係る率については、決定ください、協会ホームページ等でお知らせします。	
	貸付利率のうちの 1.0% (うち、全ト協から0.5%補助)	貸付利率のうちの 1.0% (うち、全ト協から環境対応車(CNG車・ハイブリッド車)・省エネ関連機器について0.5%補助)
取扱金融機関	商工中金 (本・支店) 及び同社の代理店である信用組合 (本・支店)	
購入報告・設備完成報告	車両等購入後又は設備完成後、速やかに 所定の様式により報告 してください。 この報告がない場合や条件不一致の場合には、利子補給の打ち切りや利子補給分の返還を求める場合があります。	
留意事項	協会が発行する「融資推薦決定通知書」は、融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認して証明するものです。 融資の可否は、取扱金融機関による返済能力等の審査を経て決定 されます。 融資推薦後、事業計画の変更 (投資額変更・延期・中止等) が生じた場合は、所定の手続きが必要となりますので、協会の担当 (下記「融資推薦申込先」) まで申し出てください。	
融資推薦申込先	財務部 交付金会計グループ (直接申込) 電話: 03-3359-4136	

(2) 中央近代化基金融資 ((公社)全日本トラック協会)

1) 補完融資(第50回(令和8年度))

この融資は、都道府県トラック協会(以下「地方ト協」という。)の一般融資制度を補完するもので、大規模プロジェクト(物流施設の整備等)を対象とした全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)による利子補給を通じ、トラック運送事業者の近代化・合理化を図るものです。

ア 公募推薦総枠:30億円

イ 公募期間:令和8年6月10日(水)から令和8年11月27日(金)まで

ウ 申込先:地方ト協を通じて全ト協宛て申込み

エ 推薦対象者:地方ト協に加入している貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る。)であって、(株)商工組合中央金庫及び代理店の取引資格があるもの(予定を含む。)

オ 融資対象

(ア) トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金

・近代化・合理化のための事務機器等の設置購入に要する資金を含む。

・「補修・改修」に要する資金を含む。

(イ) 人材確保及び生産性向上のための設備

・福利厚生施設の整備に要する資金(男女別施設(トイレ・更衣室・休憩室等))を含む。

・荷役機械の購入に要する資金(テールゲートリフターの設置等)を含む。

※車両の購入及び改造に要する資金を除く。

カ 推薦融資の条件

・融資限度

事業規模が1億円以上の大規模プロジェクトで、令和8年度以降の投資額の30%以内で未払金額の範囲内(上限:5億円。投資額の30%が5千万円未満の場合は5千万円)

・融資利率

取扱金融機関の所定利率(最優遇利率適用)

・償還期間

10年以内(法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内)。

ただし、主設備と同時に付帯設備投資(事務機器・荷役機械等)をする場合、その付帯設備については、主設備と同一の償還期間を認める。

キ 利子補給

・利子補給率 1.0%(地ト協から全ト協宛ての令和8年度上半期融資推薦分)

※令和8年度下半期の適用率については、決定しだい、協会ホームページ等でお知らせします。

・利子補給限度額 1事業者に対する利子補給額は、推薦融資総額で3千万円を限度

ク 取扱金融機関

(株)商工組合中央金庫の本・支店及び同社の代理店

ケ その他

公募枠を超える応募があった場合は、全ト協への先着順とする。

2) 第50回(令和8年度上期)燃料費対策特別融資

ア 公募推薦総枠：40億円

イ 推薦対象者：地方ト協に加入している貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る。)であって、(株)商工組合中央金庫及び代理店の取引資格があるもの(予定を含む。)

ウ 公募期間：令和8年7月1日(水)～令和8年9月30日(水)まで

(ただし、公募枠の40億円に達し次第、申込みの受付を締め切る。)

エ 申込先：地方ト協を通じ、全ト協宛て申込み

オ 推薦対象資金

(ア) ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両の導入に必要な設備資金

(イ) 自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金

カ 融資条件

・融資限度：2,000万円(地方ト協の限度額とは別枠)

・融資利率：取扱金融機関の所定利率(最優遇利率適用)による。

・償還期間 <1> 車両：5年以内(据置期間6か月以内)

<2> 自家用燃料供給施設：8年以内(据置期間6か月以内)

・担保・保証人：取扱金融機関の定めるところによる。

キ 利子補給

・利子補給率 1.0%

・利子補給限度額 1事業者に対する利子補給額は、融資推薦総額で2千万円を限度

ク 取扱金融機関

(株)商工組合中央金庫の本・支店及び同社の代理店

ケ 申込方法

地方ト協を通じ、全ト協宛て公募期間内に申し込む。

コ その他

・ 地方ト協のポスト新長期等融資を優先的に利用する。

・ 公募枠を超える応募があった場合は、全ト協への先着順とする。

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 財務部交付金会計グループ

☎ 03-3359-4136

(公社)全日本トラック協会 経営改善事業部

☎ 03-3354-1056

近代化基金融資に関するQ&A

Q1. 次の事項は近代化基金の融資対象として考えてよいのでしょうか。

- ① 保証金
- ② 対象設備に係る消費税
- ③ 中古車両購入
- ④ 車両等リース料

(答)

- ① 「保証金」は融資対象とはなりません。建物・車両等の設備を対象としています。
- ② 「消費税」は対象事業施設取得に直接必要な資金であることから、融資対象としています。
- ③ 中古車両は自動車 NOx・PM法に基づく排出基準適合車であれば融資対象としています。ディーラー等の見積りにより妥当な購入金額がわかるようにして下さい。
- ④ 車両等リース料は運転資金と認定され、設備資金ではないので、融資対象外となります。

Q2. 中央近代化基金と地方近代化基金の両方から近代化基金融資を利用することはできますか。

(答)

同一案件について両方から融資を受けることはできません。

全ト協と地方ト協とでは事業者の設備投資の規模によって役割分担が異なるというのが基本的な考え方です。したがって、「同一プロジェクトについて両方から利子補給を受けることはできない。」「同一プロジェクトの中央、地方両者からの推薦はできない。」としています。

Q3. 無蓋車庫は設備融資の対象になりますか。

(答)

原則、土地のみの取得(購入)は対象外となります。

しかし、その無蓋車庫が物流機能上必要と認められる場合は対象となります。例えば、大型車の車庫、保管場所が手狭になって、出入りに支障をきたしているため別に土地を購入し、車庫、保管場所として利用する場合等です。ただし、こうした場合でも、新規購入予定の土地が既存の物流施設や車庫の保管・駐車場と距離が離れているなど、土地のみでの利用が実質困難な場合は対象にはなりません。

Q4. 推薦決定前に支払が必要となった場合、どのようにすればよろしいでしょうか。

(答)

推薦決定以前に資金支払が必要となった場合、手許の自己資金で支払ってしまうと、支払済分について推薦融資を受けることができません。そこで、事業内容を商工中金に事前に説明し、「つなぎ融資」を受けて支払うことが必要になります。

Q5. 本社が所在する東京都外の営業所の車両(他県ナンバー)購入資金の申し込みはできますか。

(答)

近代化基金融資推薦の申込みは、原則、申込者の本社が所在する地方ト協が受け付けます。他県ナンバーの車両を購入する場合でも、本社が所在する地方ト協が推薦することになります。

Q6. 利子補給の打切りや既往の利子補給分の返還請求をされるのはどのようなケースですか。

(答)

「利子補給の打切り」や「返還請求」を行うのは、次のような状況が生じた場合です。

- ① 正常な取引を維持することが困難であると判断される場合
(例えば、銀行取引の停止、倒産、営業権の譲渡、差押え及びこの制度に関わる手続に係る不正、怠慢、虚偽報告その他不適当な行為並びに会員資格の喪失及び正常な会員の義務を果たさないなど)
- ② 協会の承認を受けずに、申請に係る事業計画と異なるものにその資金を転用した場合
- ③ 虚偽や不正により助成金の交付を受けた場合や要綱その他協会が定める事項に違反した場合

なお、利子補給金の返還を求められた借入者については、この制度及び全ト協が行うすべての助成事業に係る申請の受付及び助成金の交付は、原則として、当分の間、行われません。

Q7. 融資推薦決定通知書の有効期間はいつまでですか。

(答)

融資推薦決定通知書は、推薦した当該年度末まで有効です。融資、支払、登録、登記等の手続きは、原則として、当該年度末(3月末)までに完了して下さい。これらの手続きが完了できないことが分かった場合は、いったん取下げを行い、あらためて翌年度に申請する必要があります。

なお、全ト協事業のうち、設備工事着工から完成までに年度をまたぎ相当時間を要するものは、翌事業年度末まで認められるものがあります。

2 信用保証協会の信用保証制度

(1) 信用保証制度ご利用の流れ

この制度は、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に、信用保証協会がその債務を保証するもので、これにより、金融機関の貸出リスクが信用保証協会によって軽減されるため、融資を受けやすくなります。

<ご利用の流れについて>



(2) 経営安定関連保証(セーフティネット保証)

「セーフティネット保証」は、取引先が法的整理の申請をしたり、営んでいる事業が国の指定する業種となっていたり、台風などの災害に遭うなどの要因によって経営に支障が生じている中小企業・小規模事業者向けの保証制度です。適用されるのは、下表の8種類(1号～8号)のいずれかに当てはまる場合です。

また、セーフティネット保証を利用するには、区市町村の担当窓口で認定を受ける必要があります。

◆ セーフティネット保証の対象となる事由 ◆

- 1号 連鎖倒産防止(100%保証)
- 2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限(100%保証)
- 3号 突発的災害(事故等)(100%保証)
- 4号 突発的災害(自然災害等)(100%保証)
- 5号 業況の悪化している業種(全国的)(80%保証)
- 6号 取引金融機関の破綻(100%保証)
- 7号 金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整(80%保証)
- 8号 金融機関の整理回収機構(RCC)に対する貸付債権の譲渡(80%保証)

※ 「5号 業況の悪化している業種(全国的)」【例示】

- 1) 最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少していること
- 2) 原油等の仕入について、①最近1か月の仕入額が売上原価の20%以上を占め、②最近1か月のその仕入単価が前年同月比20%以上上昇し、③最近3か月間の売上高に占めるその仕入額の割合が前年同期と比較して上回っている、こと
- 3) 最近3か月間の月平均売上高営業利益率が前年同期比20%以上減少していること

【保証制度の問合せ先】

東京信用保証協会 保証統括課

☎ 03-6264-1048

(3) 東京都トラック協会の信用保証料の助成

1) 交付要綱等

「令和8年度信用保証料助成事業に係る助成金交付要綱」

2) 助成対象

ア 景況の悪化等により、経営の安定に支障を生じている会員事業者で、「セーフティネット保証」(中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号及び同条第6項「危機関連保証」に定めるもの)に係る区市町村長の認定に基づき、信用保証協会の保証を受け、信用保証料の支払を行った会員事業者

イ 激甚災害に伴う被害等に係る区市町村長等の「り災証明書」に基づき、信用保証協会の保証を受け、信用保証料の支払を行った会員事業者

※他のトラック協会から本事業と同趣旨の助成を受けられる場合は、助成の対象となりません。

3) 「金融機関」の範囲

信用保証協会が貸付金等の債務の保証を行うすべての金融機関を対象とします。

4) 助成額

1事業者当たり、支払保証料の2分の1の額(上限額に達するまで再助成が可能)

ア 上限額 「セーフティネット保証」の場合:20万円

「激甚災害関連保証」の場合:40万円

イ 公的機関から助成が受ける場合は、その額を控除した金額が助成の対象となります。

5) 適用期間

ア 融資借入日と保証料支払日が、適用期間中(令和8年4月1日から令和9年2月28日)となる場合に、助成の対象となります。

イ 融資借入日と保証料の支払日が、令和8年1月1日から令和8年3月31日の期間となる場合、申請状況により助成の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

6) 助成の手続き

融資を受けた事業者は信用保証協会への保証料の支払後、次の書類を協会に提出してください。

・共通 : 「信用保証協会保証料助成申請書」及び「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」の写し

・「セーフティネット保証」の場合 : 区市町村長の「認定書」(中小企業信用保険法第2条第5項1号から第8号及び同条第6項「危機関連保証」の規定による認定書)の写し

・「激甚災害関連保証」の場合 : 区市町村長等の「り災証明書」の写し

7) 申請期間

助成申請は、令和8年4月1日から協会財務部交付金会計グループへの郵送又は持参により受け付けます。申請期限は、令和9年3月1日です。

8) 助成金の返納

助成金の交付を受けた事業者が、融資の繰上償還を行った場合等で、信用保証協会から保証料の返還を受けた場合には、返還額に相当する助成金を返納していただきます。

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 財務部交付金会計グループ

☎03-3359-4136

信用保証料助成に関するQ&A

◇セーフティネット保証(5号)の対象について

**Q1. 経営環境の変化で資金繰りが厳しいので保証を受けたい。
どのような場合、中小企業者がセーフティネット保証(5号)制度を利用できますか。**

(答)

以下のいずれかの要件に当てはまる中小企業者であって、事業者の所在地を管轄する区市町村長の認定を受けた方が対象となります(例示となります。)

- ①最近3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少していること
- ②原油等の仕入について、㊦最近1か月の仕入額が売上原価の20%以上を占め、㊧最近1か月のその仕入単価が前年同月比20%以上上昇し、㊨最近3か月間の売上高に占めるその仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること
- ③最近3か月間の月平均売上高営業利益率が前年同期比20%以上減少していること

Q2. セーフティネット保証(5号)を利用するにはどこへ申込みをすればよいでしょうか。

(答)

セーフティネット保証(5号)を申請しようとする中小企業者の方は、本社所在地の区市町村の担当課窓口にて認定申請書(5号)を提出し、認定を受けてください。その後、ご希望の金融機関又は信用保証協会にて認定書及び決算書等借入れに必要な資料を持参の上、保証付き融資を申し込んでください。

Q3. 売上等を証明する書類として何を添付すればよいですか。

(答)

法人概況説明書や各月の残高試算表が望ましいのですが、それらが困難な場合は、売上元帳や請求書のコピー、入金通帳のコピー等でも受け付けています。また、各月の売上を担当の税理士が証明した場合も受け付けている場合もありますが、単に各月の売上だけを記載した表を持参しても受け付けないことがあります。

詳細は、金融機関又は信用保証協会とご相談ください。

3 経営改善対策に係る助成

(1) 自家用燃料供給施設整備支援助成

1) 事業の趣旨

低廉かつ安定的な燃料確保に取り組む会員トラック運送事業者が、自家用燃料供給施設
新設もしくは増設又は増設を伴う代替を行う場合、費用の一部を助成するもの

2) 助成対象者

- ① (一社)東京都トラック協会会員(会費未納がないこと)
- ② 過去に同事業による助成金の交付を受けていないこと

3) 主な助成要件

指定数量(1000リットル)以上の軽油を保管する専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給
施設の新設もしくは増設又は増設をともなう代替を行い、令和8年4月1日～令和9年2月26
日までに消防(市町村又は消防組合等)による危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、
当該設備の支払いを完了するもの(「支払いの完了」には割賦契約により導入した場合の「割
賦契約の締結および物件の検収」を含む。)

4) 申込受付期間

令和8年8月3日～令和8年10月30日まで(郵送または持参)。

5) 助成金額

軽油タンクの新設 100万円

軽油タンクの増設 30万円

※ただし、公募期間内に申請金額が予算総額を超過した場合は、その時点で申請の受付
を終了する。

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 総務部広報・情報グループ

☎03-3359-4134

(2) 経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業助成

1) 事業の趣旨

中小トラック運送事業者が自社の経営課題を把握し、経営改善に取り組み、自社の経営状況・財務状況等を踏まえた適切な運賃・料金の設定及び取引先との交渉を行うことを支援し、経営改善に向けた取組を支援する。

2) 助成対象者

(一社)東京都トラック協会会員(会費未納がないこと)である中小トラック運送事業者

3) 助成対象経費

事業者が負担したステップ1(経営診断)、ステップ2(経営改善支援)及びステップ3(運賃交渉支援)に係る指定診断士の報酬及び各役務提供に要した指定診断士の旅費交通費とする。

4) 申込受付期間

令和8年4月1日～令和9年2月28日

5) 助成金額

・会員事業者

①ステップ1(経営診断) 8万円、指定診断士の旅費交通費(上限5万円)

②ステップ2(経営改善支援) 12万円、指定診断士の旅費交通費(上限5万円)

③ステップ3(運賃交渉支援) 1日あたり8万円、上限32万、指定診断士の旅費交通費(上限5万円)

※Gマーク事業者には加算あり

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 総務部広報・情報グループ

☎03-3359-4134

(3) インターンシップ導入促進支援助成

1) 事業の趣旨

少子高齢化に対応し、学生による職場体験(「インターンシップ」)の受入れを実施する会員事業者に助成金を交付し、もって業界における人材確保対策の促進を図る。

2) 助成対象者

(一社)東京都トラック協会会員(会費未納がないこと)である中小トラック運送事業者

3) 助成対象事業等

全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録し、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受け入れた場合に次の要件に適合するもの。ただし、1事業者あたりの申請は1回に限る。

ア インターンシップ受入期間が3日間以上であり、かつ、1日あたりの実施時間が6時間以上であること

イ トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり次の内容を含むものであること

・点呼や日常点検等安全運行に向けた取組みの見学等

・乗務体験(学校側からの要請もしくは社内規定で乗務体験を含まない場合を除く)

ウ インターンシッププログラムの内容が(公社)全日本トラック協会が定める要件を満たすものであること

4) 申込受付期間

令和8年4月1日～令和9年2月28日まで(郵送または持参)

5) 助成金額

①インターンシップ受入れ期間 3日間 9万円

②インターンシップ受入れ期間 4日間 11万円

③インターンシップ受入れ期間 5日間以上 13万円

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 総務部広報・情報グループ

☎03-3359-4134

4 環境対策に係る補助制度

(1) 環境性能優良トラック導入補助

1) 目的

会員事業者が環境性能優良トラックの導入を図り、貨物自動車からの環境負荷低減を促進し、温室効果ガス排出削減の環境保全対策に資することを目的とする。

2) 補助対象者

東京都トラック協会会員事業者(会費未納がないこと)で、令和9年3月12日までに登録を完了し、令和9年3月19日までに実績報告が可能なこと

3) 補助対象車両

車両総重量2.5トン超の事業用環境優良トラック(使用の本拠「東京都内」)

- ① 天然ガストラック
- ② ハイブリッドトラック
- ③ 電気トラック
- ④ 燃料電池トラック

※補助対象車両は新車「新規登録車」であること

4) 補助予定台数

20台(東ト協補助分)

※全ト協補助については、全ト協予算の範囲内

5) 補助金額

補助額は下表参照。補助額については買取り、リースいずれも同額

※トラック協会の補助は、東京都トラック協会と全日本トラック協会が補助する制度

◆ 車種別補助額一覧 ◆

車 種		関係機関別・補助予定額(上限額)			補助額計 (都+トラック協会)
		環境省	東京都※中小事業者 ()は200台未満保有の場合	トラック協会 (全ト協分含む)	
天然ガストラック	小型	標準的燃費	100,000円	122,000円	222,000円
	中型		100,000円	459,000円	559,000円
	大型		200,000円	1,000,000円	1,200,000円
ハイブリッドトラック	小型	水準車両との 差額の1/2	164,000円 (417,000円)	97,000円	514,000円
	中型		571,000円 (1,452,000円)	335,000円	1,787,000円
	大型		571,000円	600,000円	1,171,000円
電気トラック	小型	標準的燃費	国の補助額を除いた環境省 基準額に3/2をかけた額	600,000円	600,000円
燃料電池トラック	小型	水準車両との 差額の2/3	車両本体価格から国の補助 額と仕様が同等のディーゼ ル車両本体価格をひいた額	300,000円	300,000円

6) 申請受付期間

令和8年5月15日から令和9年1月29日まで

※ただし、上記期間内であっても、予算に達した場合はその時点までとする。

7) 申請手続き

ア 申請・添付書類

車両を登録する前に必ず交付申請書(4枚複写)に所定事項を記入し、添付書類(見積書の写し)を添えて、東京都トラック協会業務部交通・環境グループ(環境対策窓口)に提出する。

なお、本制度は原則登録前申請だが、4月～6月の登録車両に限り、事後の申請(7月31日まで)を認める。

・添付書類

見積書には、型式と車両価格がわかる書式で作成したものに限る。

イ 実績報告

実績報告は、令和9年3月12日までに登録し、支払いが完了して、令和9年3月19日までに実績報告書と添付書類を提出すること

・添付書類

(ア) 買取りの場合

「自動車検査証記録事項の写し」、「車両代金支払いに係わる領収証の写し」(※収入印紙付き領収書が入手できない場合は、支払者が申請者と、振込先が請求者と、それぞれ同一であることが確認できる、銀行振込明細書やインターネットバンキング決済完了画面などの写し)、「請求書の写し」

(イ) リースの場合

「自動車検査証記録事項の写し」、「リース契約書の写し」、契約書に登録番号・型式明記がないもの「引渡書」、「借受書」などの登録番号・型式が明記されている書類

8) その他

当協会の補助は、国及び地方公共団体の補助があるときは、その補助額に応じて本補助金減額することがある。

9) 補助実施機関

(公社)全日本トラック協会 ・ (一社)東京都トラック協会

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ「環境対策窓口」

☎03-3359-3617

(2) 省エネ対策用機器等導入補助

1) 目的

会員事業者が地球温暖化問題への環境対策の一環として、継続的なエコドライブ活動並びにアイドリングストップ運動の励行等を促進し、貨物自動車の排出ガス問題等の環境保全対策を図り、二酸化炭素(CO2)及び窒素酸化物(NOx)並びに粒子状物質(PM)の排出量削減かつ省エネルギー対策に資することを目的とする。

2) 補助対象者

東京都トラック協会会員事業者(会費未納がないこと)で、都内ナンバーの事業用貨物自動車に、初めて省エネ対策用機器を導入(装着・買取り及び支払いが完了)し、指定期日までに申請(請求)ができること

3) 補助対象機器

- ① エコドライブ管理システム(EMS)及びドライブレコーダー(DR)機器
- ② アイドリングストップ支援機器(エンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器)
- ③ 環境タイヤ(リトレッドタイヤ)

4) 補助予定数

- ① EMS機器及びDR機器 400台
※補助台数については、EMSとDR機器を合わせて1社15台まで(台数制限)
- ② アイドリングストップ支援機器 20台
※ただし、補助台数については1社合わせて5台まで(台数制限)
- ③ 環境タイヤ(リトレッドタイヤ) 60社(1社1申請のみ)

5) 補助金額及び導入方法

◆ 省エネ対策用機器等補助額及び導入方法一覧(対策機器1台の補助金額) ◆

※ただし、過去に同種の補助を受けた車両は対象外。また、国の補助を受けた場合は全ト協補助対象外

導入機器の種類		東ト協	全ト協	導入方法
①	EMS機器	10,000円(定額)	—	買取り・リース
	DR機器	標準型	10,000円(定額)	
		運行管理連携型	10,000円(定額)	
②	アイドリング ストップ 支援機器	エアヒータ	— ※1	買取り・リース
		車載バッテリー式冷房 装置	— ※1	
③	環境タイヤ(リトレッドタイヤ)	50,000円(上限) ※1	—	買取り・サブ スクリプション (定額利用) サービス※2

※1 購入価格の1/2(千円未満切捨)または、上記の上限額のいずれか少ない額

※2 対象のサブスクリプション(定額利用)サービスは、以下の通り

- ・トータルパッケージプラン(ブリヂストンタイヤソリューションジャパン(株))
- ・エコスマートプラン(住友ゴム工業(株))

6) 申請受付期間

令和8年6月1日から令和9年2月26日まで

※ただし、上記期間内であっても、予算枠に達した場合はその時点までとする。

7) 申請手続き

①申請

各対象機器に対応する「補助金交付申請書(兼請求書)」及び「別紙 1 車両別請求内訳」を記入し、次の添付書類を添えて、東京都トラック協会業務部交通・環境グループ(環境対策窓口)に提出する。

・添付書類

(ア) 買取りの場合

「自動車検査証記録事項の写し」、「機器代金支払いに係る領収証の写し」(※収入印紙付き領収書が入手できない場合は、支払者が申請者と、振込先が請求者と、それぞれ同一であることが確認できる銀行振込明細書やインターネットバンキング決済完了画面などの写し)、「請求書の写し」

(イ) リースの場合

「自動車検査証記録事項の写し」、「リース契約書の写し」、契約書に機器型式等の記載がないものは「引渡書」、「借受書」などの機器型式等が記載されている書類

8) 補助実施機関

(公社)全日本トラック協会 ・ (一社)東京都トラック協会

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ「環境対策窓口」

☎03-3359-3617

(3)「グリーン・エコプロジェクト」参加事業者への各種補助

1) 目的

グリーン・エコプロジェクト参加事業者が環境対策への積極的な取り組みを促進させることを目的とする。

2) 補助対象者

東京都トラック協会会員事業者で、「グリーン・エコプロジェクト」に参加し活動している事業者

3) 補助内容・予定数

① グリーン・エコプロジェクト参加費用・補助金額

- ・新規・更新時の車両登録料 …… 2,000円/台(東ト協負担)
- ・月額利用料金 …… 400円/台(東ト協負担)
- ・セミナー参加料金 …… 3,000円/1回(全額補助・回数、人数制限なし)

※要申請(セミナー参加者に別途案内)

② グリーン経営認証取得促進補助

・補助対象

交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証制度(トラック運送事業)の認証を取得した東京都内のグリーン・エコプロジェクト参加事業所で、認証取得日(登録発行日)が令和8年3月から令和9年2月末日までのもの

・補助金額

新規取得及び継続(更新) …… 3万円(1事業者につき、申請はいずれか片方のみ)

・補助予定数 30社

③ 環境性能優良車(ディーゼルトラック)補助

・補助対象

グリーン・エコプロジェクト参加事業者が、都内ナンバーの環境性能優良車(ディーゼルトラック(事業用貨物自動車「新規登録車」))を令和8年2月から令和9年1月末日までに導入し、支払を完了していること

・補助金額

小型…3万円、中型…6万円、大型…10万円(補助制限:1社5台もしくは30万円上限)

・補助予定数 125台

4) 申請受付期間

令和8年6月15日から令和9年3月5日まで

※ただし、上記期間内であっても、予算枠に達した場合はその時点までとする。

5) 申請手続き

各補助内容に対応する「補助金交付申請書(兼請求書)」を記入し、申請書記載の添付書類を添えて東京都トラック協会業務部交通・環境グループ「グリーン・エコプロジェクト事務局」に提出する。

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ「グリーン・エコプロジェクト事務局」

☎03-3359-6670

5 交通安全対策に係る助成

(1) 安全装置等導入促進助成

1) 交付要領

「令和8年度 安全装置等導入促進助成事業取り次ぎ実施要領」(令和8年4月13日)

2) 助成額

ア 全ト協助成額

車両に取り付けた項目6)①③④の装置は、1台につき2万円を上限として、装置取得価格(機器本体・部品・付属品等を含めた価格。なお、取付工賃及び消費税は取得価格に含まない。)の1/2までとする。

項目6)②の装置については、1台につき10万円を上限として、装置取得価格(機器本体・部品・付属品等を含めた価格。なお、取付工賃及び消費税は取得価格に含まない。)の1/2までとする。

また、事業所に導入した項目6)⑤の装置は、1事業所につき1台、1台につき3万円を上限として、機器取得価格(機器本体・部品・付属品等を含めた価格。なお、送料および消費税は取得価格に含まない。)の1/2までとする。

なお、上述の取得価格の1/2に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てとする。

イ 東ト協助成額

車両に取り付けた項目6)③の装置1台につき、8万円を助成する。

3) 実施期間

受付期間は、令和8年4月13日から令和9年2月26日(必着)

※受付期間内であっても、前項2)「ア」、又は同「イ」の助成申請がそれぞれの予算額に達した場合には、その時点で該当する装置の助成は受付終了とする。受付期間中に受付を終了する場合、または受付期間に変更が生じる場合は、東ト協ホームページ等で周知する。

4) 助成台数

ア 全ト協助成枠

1会員事業者につき、支部登録車両数分(上限30台)までとする。

イ 東ト協助成枠

1会員事業者につき支部登録車両数分(上限5台)までとする。

5) 助成要件

ア 助成対象車両および事業所

① 全ト協助成対象

車両においては、東ト協会員事業者が使用している事業用トラックで、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都内にあること

事業所においては、東ト協会員事業者で、東京都内に所在する事業所であること

ただし、東ト協定款に定める普通会员及び副会員にあつては、上述の要件を満たさない装置装着対象車および事業所についても、使用の本拠および事業所が位置する道府県トラック協会に加入していないことを条件として助成の対象とする。

② 東ト協助成対象

東ト協会員事業者が使用している事業用トラックで、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都内にあること

イ 助成対象期間

- ① 全ト協助成、及び東ト協助成共通で、令和8年4月1日から令和9年2月26日までに対象装置の導入(装着)、及び支払い関係が終了し、当該装置に係る助成金交付申請を行っていること
- ② 全ト協助成、及び東ト協助成共通で、令和9年2月27日から令和9年3月31日の間に導入(装着)する場合には、助成金交付請求の対象外とする。

6) 助成対象装置

助成対象の装置は、次に掲げる通りとし、全ト協が認めた装置とする。

なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- ① 「後方視野確認支援装置」(バックアイカメラ)
- ② 「側方衝突監視警報装置」
- ③ 「呼気吹込み式アルコールインターロック装置」
- ④ 「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」
- ⑤ 「『600N・m』以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。)」

※助成対象機器の内、①・②・④・⑤の装置は全ト協単体で助成

※助成対象装置の内、③の装置は全ト協・東ト協の両方で助成。なお、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都内にあることを条件として、全ト協と東ト協の助成を併用できる。

※各装置の助成額、及び申請台数に係る取扱いの詳細は東ト協ホームページ、及び実施要領(東ト協ホームページ掲載)を参照

7) 申請方法・申請書類等

機器導入後、要領に記載の申請様式及び添付書類を東ト協会長宛に提出(郵送または持参)

8) 助成の実施機関

(公社)全日本トラック協会 ・(一社)東京都トラック協会

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-3618

(2) 自動点呼機器・DX導入促進助成

1) 実施要領

「令和8年度点自動呼機器・DX導入促進助成事業取り次ぎ実施要領」(令和8年4月13日)

2) 実施期間

令和8年4月13日～令和9年2月26日(必着)

※受付期間内であっても全ト協の交付限度総数に達した場合には、その時点で受付終了とする。なお、受付期間中に受付を終了する場合や、受付期間が変更になる場合は、東ト協ホームページ等で周知する。

3) 予算額

全ト協助成枠 106,000千円(1060台分)、東ト協助成枠 12,000千円(120台分)

4) 助成額、及び助成台数

ア 全ト協助成枠

対象となる自動点呼機器の導入に要する費用(機器本体の他、部品や付属品、セットアップ等の費用、契約期間中のサービス利用料を含む。なお、消費税は導入費用に含まない。)を上限10万円とし、年度内の申請台数は1事業者あたり1台まで

ただし、東京都内に安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する会員事業者については、年度内の申請上限を2台(1台あたり上限10万円)とする。

イ 東ト協助成枠

対象となる自動点呼機器の導入に要する費用(機器本体の他、部品や付属品、セットアップ等の費用、契約期間中のサービス利用料を含む。なお、消費税は導入費用に含まない)を上限10万円とし、年度内の申請台数は1会員事業者あたり1台まで

ただし、安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する会員事業者については、年度内の申請上限を2台(1台あたり上限10万円)とする。

5) 助成対象者

ア 東ト協の会員事業者で中小企業者を対象とする。

※中小企業者とは、中小企業基本法により定められた中小事業者であり、「資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社」または「常時使用する従業員の数が 300人以下の会社及び個人」のいずれかに当てはまる事業者を指します。

イ 機器を導入した営業所の位置が東京都内にあること

6) 助成対象機器

助成対象機器は、国土交通省が認定する「自動点呼機器」とする。

令和8年4月1日から令和9年2月26日の間に契約、もしくは利用開始したもので、「2)実施期間」に記載された期間中に助成金申請が行われたものを対象とする。

7) 申請方法

機器導入後、要領に記載の申請様式及び添付書類を東ト協会長宛に提出(郵送または持参)

8) 助成の実施機関

(公社)全日本トラック協会 ・ (一社)東京都トラック協会

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-3618

(3) ドライバー等安全教育促進助成

1) 実施要領

令和8年度ドライバー等安全教育促進助成事業取り次ぎ実施要領(令和8年4月13日)

2) 申込み受付期間

令和8年4月13日～令和9年3月13日

※受付期間内であっても、東ト協分の予算額に達した場合には、その時点で受付終了とする。

3) 助成対象者

東ト協会員事業者の都内事業所に勤務しているドライバー等

4) 助成対象研修施設・研修内容

ア 特定研修施設

- ① 一般社団法人愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター
- ② 一般社団法人埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター

イ 指定研修施設

- ① 総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道
※本施設は「東地区会場」と「西地区会場」に分かれている。
- ② 総合交通教育センター ドライビングアカデミー弘前
- ③ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城
※本施設は「東地区会場」と「西地区会場」に分かれている。
- ④ 秋田モータースクール
- ⑤ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー南湖
- ⑥ 自動車安全運転センター 安全運転中央研修所
- ⑦ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー茨城
- ⑧ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー栃木
- ⑨ 総合交通教育センター ドライビングアカデミーぐんま
※本施設は「前橋自動車教習所」と「かぶら自動車教習所」に分かれている。
- ⑩ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー千葉
- ⑪ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー小田原
- ⑫ 新潟自動車学校
- ⑬ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー中越
- ⑭ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー長野
- ⑮ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原
- ⑯ クレフィール湖東 交通安全研修所
- ⑰ 総合交通教育センター ドライビングアカデミーABOSHI
- ⑱ 総合交通教育センター ドライビングアカデミーテクノ
- ⑲ ㈱阿波自動車学校
- ⑳ 総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA
- ㉑ 総合交通教育センター ドライビングアカデミー佐賀
- ㉒ (有)八代ドライビングスクール
- ㉓ 総合交通教育センター ドライビングアカデミーMIYUKI

ウ 研修内容

各研修施設での助成対象講習については、東ト協ホームページに一覧を掲載しておりますので、そちらをご参照ください。なお、各研修施設で取り扱う講習内容の詳細につきましては、各研修施設のホームページ等にてご確認ください。

5) 助成対象人数・助成額

予算額328万円 1社10名まで

ア 特別研修:令和8年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修一覧に定める額
(2泊3日/4泊5日)

Gマーク認定事業所の場合は原則受講料全額助成(ただし一部例外有り)

イ 一般研修:令和8年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度一般研修一覧のとおり
(1泊2日)

受講料の一部 定額 10,000 円

6) 事業者が助成申込みから助成金を受け取るまでの流れ

ア 助成枠の事前確認

事業者が、東ト協へ連絡し、助成枠に空きがあるかを確認する。

イ 施設予約

助成枠の空きを確認後、事業者が安全教育訓練施設に予約する。

ウ 助成枠申し込み

東ト協に助成枠の申込書を提出する。〔令和8年度ドライバー等安全教育訓練助成申込書〕
(様式1))

エ 受講料納入

安全教育訓練施設に受講料を納入する。

※各教育訓練施設が定める期限までに受講料を納入すること。

オ 訓練実施

訓練終了後に安全教育訓練施設より修了証が交付される。

カ 実施報告

訓練終了後、「2) 申込み受付期間」に記載の期間内に東ト協へ要領記載の書類により実施報告を行う。

キ 助成金の交付

東ト協より助成金交付

7) 助成の実施機関

(公社)全日本トラック協会

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-3618

(4) 運転者適性診断(初任診断・適齢診断)受診助成

1) 交付要領

運転者適性診断(初任診断・適齢診断)受診補助要領(令和8年4月1日)

2) 適性診断補助 協定先適性診断認定機関

適性診断補助の対象は、次の認定機関において実施する初任診断及び適齢診断とする。

①独立行政法人 自動車事故対策機構 東京主管支所

〒 130-0013 東京都墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラルビル8階

②ヤマト・スタッフ・サプライ 株式会社 東京研修センター

〒 134-0084 東京都江戸川区東葛西 6-2-3 第三須三ビル2階

③一般社団法人 こころード

〒 144-0052 東京都大田区蒲田 5-15-8 蒲田月村ビル6階

④杉並交通第二 株式会社 安全研修センター

〒 168-0072 東京都杉並区高井戸東 3-35-5

⑤株式会社 京成ドライビングスクール

〒 125-0054 東京都葛飾区高砂 5-54-10

⑥青伸産業運輸 株式会社

〒 358-0046 埼玉県入間市南峯 1088-2

⑦飛鳥ドライビングカレッジ日野

〒 191-0065 東京都日野市旭が丘 1-1-2

3) 運転者適性診断補助の対象

①補助対象者 東ト協の会員事業所に所属する運転者等

②補助対象とする診断 初任診断及び適齢診断

③補助金額 受診1名あたり 2,000円

④年間対象人数 3,000名

⑤年間補助額 6,000,000円

4) 運転者適性診断(初任診断又は適齢診断)受診の取扱い

協定先認定機関が実施する運転者適性診断(初任診断又は適齢診断)の受診料の一部補
 の手続きは以下による。

ア 受診を希望する会員事業所は、所属する支部において、事前に「令和8年度適性診断受診
 依頼書」(第1号様式)の交付を受け、希望する協定先認定機関へ予約を入れ受診する。

イ 所属支部は、「令和8年度適性診断受診依頼書」(補助申請書を兼ねる。)の所定の欄に支
 部名を記入し、支部印を押印したうえで、受診を希望する会員事業所に交付する。

ウ 支部は次の事項について、受診を希望する会員事業所に指導する。

(ア) 「適性診断受診料一部補助申請書」の枠内に必要事項を必ず記入する。

(イ) 代表者印は社長、支店長、担当部長等を含む社内で権限委任を受けている職名印を
 押印する。

5) 受診当日の取扱い(受診者)

受診者は、必要事項を記入した「令和8年度適性診断受診依頼書」を受診窓口に提出し、正
 規の受診手数料から2,000円を差し引いた金額を協定先認定機関に支払い、適性診断を受診
 する。

5 交通安全対策に係る助成

ただし、下記に該当する場合は受診料の補助を受けられない。

- ・受診当日、認定機関の窓口にて「令和8年度適性診断受診依頼書」の提出がない場合
- ・「令和8年度適性診断受診依頼書」の複写(コピー)を使用した場合
- ・「令和8年度適性診断受診依頼書」記載欄の未記入や支部印・事業者代表者の捺印がない等の不備があった場合

6) 助成の実施機関

(一社)東京都トラック協会

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-3618

(5) 運転記録証明書交付料助成

1) 交付要綱

令和8年度 運転記録証明書等交付料助成取扱要領(令和8年4月1日)

2) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年2月26日(必着)

※ただし、上記期間内であっても、予算に達した場合はその時点までとする。

3) 助成総額

6,880,000円(8,600名)

4) 助成対象者

自動車安全運転センター東京都事務所が発行する運転記録証明書または無事故無違反証明書を取得した東ト協会員事業者。警視庁主催のセーフティドライブ・コンテスト参加に伴い運転記録証明書を取得した場合も対象

5) 助成額

申請者1名につき800円とし、1社につき運転記録証明書と無事故無違反証明書合わせて支部登録台数分まで(上限30名)

6) 申請方法・申請書類等

証明書の交付手数料の支払後(セーフティドライブ・コンテスト参加の場合はコンテスト参加申請料の支払後)、要領に記載の申請様式及び添付書類を東ト協会長宛に提出(郵送または持参)

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-3618

(6) 運行管理者一般講習受講料助成

1) 交付要綱

令和8年度 運行管理者一般講習受講料助成取扱要領(令和8年4月1日)

2) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月12日まで(必着)

3) 予算額

320万円

4) 助成対象者

東ト協会員事業者の都内事業所にて選任されている運行管理者で、法律の規程により令和8年度中に一般講習の受講義務のある者

5) 助成対象講習

貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき国土交通大臣が定めた講習のうち、講習認定機関が実施する運行管理者一般講習(貨物)で、2)実施期間で定めた期間中に受講および受講料の支払いが完了したもの

6) 助成対象人数・助成額

① 助成人数

1会員事業者につき支部登録台数分まで(上限10名)とする。

② 助成額

1名につき3,200円を上限として、助成対象講習の受講料を助成する。

7) 申請方法・申請書類等

受講及び受講料の支払後、要領に記載の申請様式及び添付書類を東ト協会長宛に提出(郵送または持参)

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-3618

6 人材確保促進・育成

(1) 女性ドライバー免許取得助成

1) 交付要綱

「令和8年度 女性ドライバー免許取得助成実施要綱」(令和8年4月13日)

2) 実施期間

令和8年4月13日から令和9年1月29日

※上記期間中に助成金申請書を提出したもの

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

3) 助成対象事業者

東ト協会の中小企業者(下記のいずれかに該当すること)

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4) 助成対象者

以下のすべてに該当する者

- ① 東京都内の会員事業所に在籍し、助成金申請時に、営業用貨物自動車の運転に従事する女性であること
- ② 令和7年4月1日～令和9年1月29日に免許を取得していること
- ③ 免許の取得費用を会員事業者が負担していること(運転者個人が免許取得費用を支払った場合には助成金を交付しない。)
- ④ 取得した免許について国及び関係団体等から助成金が交付されていないこと(ただし、全ト協の取次事業として実施している「若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業」との併用可能とする。)
- ⑤ 1会員事業者あたりの人数制限は定めない。
- ⑥ 助成金交付日を起算として5年以上自社のドライバーとして継続勤務すること

5) 助成額

取得免許に応じて、下記の金額を上限として、取得価格の3分の2を助成

- ① 大型免許 267,000円
- ② 中型免許(限定解除を含む。) 180,000円
- ③ 準中型免許(限定解除を含む。) 267,000円

6) 助成の実施機関

(一社)東京都トラック協会

【問合せ先】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎03-3359-6257

(2) 男性ドライバー免許取得助成

1) 交付要綱

「令和8年度 男性ドライバー免許取得助成実施要綱」(令和8年4月1日)

2) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年1月29日

※上記期間中に助成金申請書を提出したもの

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

3) 助成対象事業者

東ト協会の中小企業者(下記のいずれかに該当すること)

・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること

・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4) 助成対象者

以下のすべてに該当する者

① 東京都内の会員事業所に在籍し、助成金申請時に、営業用貨物自動車の運転に従事する男性であること

② 令和7年4月1日～令和9年1月29日に免許を取得していること

③ 免許の取得費用を会員事業者が負担していること(運転者個人が免許取得費用を支払った場合には助成金を交付しない)

④ 取得した免許について国及び関係団体等から助成金が交付されていないこと(ただし、全ト協の取次事業として実施している「若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業」との併用可能とする)

⑤ 1会員事業者5名を助成上限とし、それを超えないこと

⑥ 助成金交付日を起算として5年以上自社のドライバーとして継続勤務すること

5) 助成額

取得免許に応じて、下記の金額を上限として助成する

① 大型免許・中型免許・準中型免許の新規取得……50,000円

② 中型免許・準中型免許の限定解除審査……30,000円

6) 助成の実施機関

(一社)東京都トラック協会

【問合せ先】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎03-3359-6257

(3) 若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業

1) 交付要綱

「令和8年度若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業交付要綱」

(令和8年4月13日)

2) 実施期間

令和8年4月13日から令和9年2月26日

※上記期間中に助成金申請書を提出したもの。

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

3) 助成対象者

■特例教習の受講、準中型免許取得

東ト協会員事業所に在籍するトラック運転者であり、

① 会員事業者が、令和7年4月1日以降に、当該運転者を採用していること

② 当該運転者が、平成元年6月2日以降の生まれであること

③ 当該運転者が、令和7年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して特例講習を受講修了、または準中型免許を取得し、その費用の全額を当該会員事業者が負担していること

④ 当該運転者が、助成金申請時に当該会員事業者に在籍し、運転者として従事していること

■外免切替講習

東ト協会員事業所に在籍するトラック運転者であり、

① 当該運転者が、自動車運送業分野特定技能 1 号評価試験(トラック)に合格していること

② 当該運転者が、特定活動の在留資格を取得していること

③ 当該運転者が、以降に、受講し、外免切替(普通免許又は準中型免許)における技能確認・知識確認に合格していること

④ 当該運転者が、助成金申請時に当該会員事業者に在籍し、運転者として従事していること

4) 助成額

① 特例教習受講費用の1/3(上限100,000円)

② (1) 準中型免許の取得(新規に準中型免許を取得した者及び普通免許取得後に取得した者)40,000円を上限

(2) 5トン限定準中型免許の限定解除 25,000円を上限

※本制度は、東ト協で実施している「女性ドライバー免許取得助成」「男性ドライバー免許取得助成」、国、地方自治体又はその他団体等が実施する助成制度との併用を可能とするが、本助成金との合計額が指定自動車教習所等がかかった費用を上回る場合には、助成額を減額する。

③ 外免切替講習受講費用の1/2(上限40,000円)

①②③併せて1事業者あたり合計で300,000円を上限とする。

5) 助成の実施機関

(公社)全日本トラック協会

【問合せ先】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎03-3359-6257

(4) 業界別人材確保ストラテジー促進事業(運転免許取得支援)

本事業による以下の助成は、(公財)東京しごと財団における所定の審査を経て、交付の可否が今後決定されます。あらかじめご了承ください。

なお、決定内容につきましては、東ト協ホームページ等にてお知らせいたします。

1) 交付要綱

「令和8・9年度業界別人材確保ストラテジー促進事業(運転免許取得支援)実施要綱」

2) 実施期間

令和8年9月20日から令和10年2月28日

※上記期間中に助成金申請書を提出したもの。

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

3) 助成対象者

① 令和8年9月1日以降に公安委員会指定自動車教習所へ入校申込みを行っている

② 令和10年2月28日までに免許を取得している

③ 免許の取得費用を会員事業者が負担している

④ 当該運転者が、助成金申請時に東京都内の会員事業所に所属し、営業用貨物自動車の運転者として従事している

4) 助成額

税抜き費用の1/2

ただし、仮免許申請料・交付料、合宿教習に伴う食事代、延長料金は除く。

東ト協で実施している「女性ドライバー免許取得助成」「男性ドライバー免許取得助成」との併用を可能とするが、本助成金との合計額が指定自動車教習所等がかかった費用を上回る場合には、助成額を減額する。

5) 助成の実施機関

(公財)東京しごと財団

【問合せ先】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎03-3359-6257

(5) 「働きやすい職場認証制度」取得費用助成

1) 交付要綱

「令和8年度『働きやすい職場認証制度』(運転者職場環境良好度認証制度)取得費用助成実施要綱」(令和8年4月1日)

2) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年2月26日

※上記期間中に助成金申請書を提出したもの

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

3) 助成対象者

以下のすべてに該当する会員事業者

①東京都内に本社を有している。

②東京都内にドライバーを有する本社または事業所がある。

③令和8年3月1日～令和9年2月26日に「働きやすい職場認証制度」の一つ星新規または一つ星継続の登録証書の交付を受けている。

4) 助成額

①一つ星新規

東京都内の、ドライバーを有する本社または1事業所・・・50,000円

東京都内の、上記以外のドライバーを有する事業所(上限10箇所)・・・1箇所につき5,000円

②一つ星継続

東京都内の、ドライバーを有する本社または1事業所・・・40,000円

東京都内の、上記以外のドライバーを有する事業所(上限10箇所)・・・1箇所につき5,000円

5) 助成の実施機関

(一社)東京都トラック協会

【問合せ先】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎03-3359-6257

(6) 中小企業大学校講座受講促進助成

1) 目的

トラック運送事業の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に、令和8年度中小企業大学校講座受講促進制度を実施する。

2) 対象者

東ト協会員である法定中小企業者(資本金3億円以下または従業員300人以下)の経営者、後継者および管理者の方

※ただし、1事業者当該年度中10件まで

3) 対象校

原則として中小企業大学校 東京校またはWEB校(WEBe Campus)

〒207-8515 東京都東大和市桜が丘2-137-5 ☎ 042-565-1207

4) 対象講座

中小企業大学校・東京校またはWEBe Campus(Web講座)が開設する講座の中で、下記に該当する、全日本トラック協会が助成対象として定めた講座

※助成対象講座は、全日本トラック協会ホームページで確認することも可能です。

- ① トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- ② 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- ③ 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- ④ 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- ⑤ 情報化、システム構築に関する講座
- ⑥ その他物流事業に関する講座

5) 補助額

受講料の2/3(全日本トラック協会1/3+東京都トラック協会1/3)

※国、自治体、他団体(トラック協会含む)等からの助成金の合計が受講料の2/3を超える場合、助成金を交付しません。

※予算額に達した場合は、その時点で締切り

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部教育研修・輸送グループ

☎03-3359-4137

7 健康労働促進

(1) 健康診断受診助成

1) 助成要綱

「令和8年度健康診断受診に係る助成要綱」(令和8年4月1日)

2) 助成対象者

東ト協会員事業者の事業所に在籍するドライバーで、定期健康診断を受診した者

3) 申請受付期間・申請方法等

① 令和8年度に実施する本部又は支部が主催する集団健康診断を受診する場合

検査医療機関から会社への請求額は、受診費用から助成額を控除したものとなるため、申請書の提出は不要

② 上記①以外の定期健康診断を受診する場合

・令和8年4月1日から令和9年3月5日までに受診するもの

申請書と添付書類(次の2点)を提出

(ア) 検査医療機関発行の請求書(写)

(イ) 検査医療機関発行の会社宛領収書(写)、または、会社から検査医療機関への受診費用の支払いが確認できる書類

・令和9年3月6日以降に受診するもの

令和9年3月5日までに申請書を提出し、令和9年3月18日までに上記添付書類が提出できる場合に限り助成対象

4) 助成額

受診者1名につき3,000円を上限とし、1会員事業者(会費未納がないこと)につき東ト協登録台数分まで(車両30台を超える場合は上限30名)

5) 助成の実施機関

(一社)東京都トラック協会

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-6257

(2) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成

1) 実施要綱

「令和8年度 睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成制度実施要綱」

(令和8年4月13日)

2) 助成対象者

- ① (一社)東京都トラック協会会員(会費未納がないこと)
- ② 令和8年12月18日までに助成金の申込みをし、都内の営業所に勤務している運転者が検査を受け、令和9年2月5日までに助成金の請求が完了するもの

3) 申込受付期間

令和8年4月13日から令和8年12月18日まで(HPより受付)

4) 指定検査機関(令和8年4月現在)

- ① NPO法人 睡眠健康研究所
東京都世田谷区大原2-15-15 ☎ 03-5355-9941
- ② NPO法人 ヘルスケアネットワーク(OCHIS)
東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF 小川町ビルディング4階
☎ 03-3295-1271
- ③ (一財)運輸・交通SAS対策支援センター
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館2階
☎ 03-3359-9010

5) 助成対象検査

睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査のうち健康保険適用外である下記の検査

- ・第1次検査(簡易アンケートによるチェック、解析・判定)
- ・第2次検査(パルスオキシメーター等による簡易スクリーニング検査)

6) 助成人数

- ① 東ト協2,000名
 - ② 全ト協2,870名
- (いずれも定員になり次第締め切り)

7) 助成金額

1事業者あたり30名まで、1人5,000円を上限とし助成(全ト協2,500円、東ト協2,500円)
再検査費用は、1人500円を上限とし助成(東ト協500円)

8) 助成の実施機関

(公社)全日本トラック協会 ・ (一社)東京都トラック協会

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-6257

(3) 脳MRI健診助成

1) 実施要綱

「令和8年度脳 MRI 健診助成実施要綱」(令和8年4月1日)

2) 助成対象者

下記のすべてに該当するドライバー

- ① 令和8年4月1日現在の年齢が40歳以上である。
- ② 都内の会員事業所において営業用貨物自動車の運転に従事している。
- ③ 令和8年2月1日～令和9年1月末の間に受診し、支払いが完了している。
- ④ 助成対象事業者が受診費用を負担している。
- ⑤ 令和5年4月～令和8年3月末の間に東ト協脳 MRI 健診助成事業助成金の交付申請をしていない。

※中小企業者に限定(下記のいずれかに該当すること)

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること
- ・常時使用する従業員の数300人以下の会社及び個人

3) 申請受付期間

令和8年4月1日から令和9年1月29日(必着)

※上記期間中に助成金交付申請書を提出したものが対象

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

4) 助成額

助成額は、1名につき10,000円とし、1会員事業者につき人数制限は定めない。

5) 助成の実施機関

(一社)東京都トラック協会

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-6257

(4) 血圧計導入促進助成

1) 交付要綱

「令和8年度血圧計導入促進助成金 交付要綱」(令和8年4月13日)

2) 助成対象機器

全ト協指定の全自動血圧計（業務用）

※買取り(一括・割賦)にて新たに新品の機器を導入した場合とする(中古品・リース導入は不可)。

3) 助成対象事業者

東ト協会員の中小企業者(下記のいずれかに該当すること)

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4) 申請受付期間

令和8年4月13日から令和9年1月29日

※令和8年4月1日以降に購入した機器については、遡って助成の対象とする。

5) 助成額

1台につき取得価格の2分の1(上限50,000円)

6) 助成の実施機関

(公社)全日本トラック協会

【 問合せ先 】

(一社)東京都トラック協会 業務部交通・環境グループ

☎ 03-3359-6257

発行日 令和8年5月

発行者 東京都新宿区四谷三丁目1番8号
一般社団法人東京都トラック協会
(財務部交付金会計グループ)